



公取委によるフリーランス法違反の執行

弁護士 [石川哲平](#)

フリーランスが安定的に働くことができる環境を整備することを目的に制定された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」といいます。）が2024年11月1日に施行され、1年以上が経過しました。この間、公取委による勧告・公表や、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（以下「ガイドライン」といいます。）の改正が行われていますので、注意が必要です。

1 勧告事例

(1) 6件の勧告

フリーランス法の取引適正化に係る規定（フリーランス法3条、4条5項、5条及び6条3項）の違反行為が認められる事業者は、公取委から勧告（フリーランス法8条）を受ける可能性があります。勧告が行われた場合、事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等が公表されますので、勧告を受けることは社会的信用を毀損することを意味します。

これまでに（2026年2月15日現在）、公取委によってフリーランス法の規定に違反する事実が認められたとして、6件もの勧告が実施されています。

番号	違反事業者名	違反行為（違反法条）	勧告年月日
1	株式会社光文社	取引条件の明示義務違反（3条1項） 期日における報酬支払義務違反（4条5項）	令和7年6月17日
2	株式会社小学館	取引条件の明示義務違反（3条1項） 期日における報酬支払義務違反（4条5項）	同上
3	島村楽器株式会社	取引条件の明示義務違反（3条1項） 期日における報酬支払義務違反（4条5項） 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（5条2項1号）	令和7年6月25日
4	株式会社九州東通	取引条件の明示義務違反（3条1項） 期日における報酬支払義務違反（4条5項）	令和7年9月26日
5	株式会社 ZWEI	取引条件の明示義務違反（3条1項）	令和7年12月5日
6	グロービジョン株式会社	取引条件の明示義務違反（3条1項） 期日における報酬支払義務違反（4条5項）	同上

(2) 取引条件明示義務違反

フリーランスに対し業務委託をした場合は、直ちに、取引条件（給付の内容、報酬の支払期日等）を、書面又は電磁的方法により明示しなければなりません。上記6件の全てで取引条件の明示義務（フリーランス法3条1項）違反が認定されています。

とりわけ株式会社 ZWEI に対する勧告の件は、取引条件の明示義務違反のみを理由とするものであり、公取委による厳しい執行姿勢が見て取れます。たかが取引条件の明示義務などと軽視することは危険です。取引条件を明示する対応の整備が未了の企業にあっては、急ぎ整備する必要があります。

(3) 期日における報酬支払義務違反（支払遅延）

株式会社 ZWEI に対する勧告の件を除く5件において、期日における報酬支払義務（フリーランス法4条5項）違反が認定されています。

支払期日を定めなかった場合は給付を受領した日が支払期日とみなされます（フリーランス法4条2項）が、企業経理上、給付を受領した日に代金を支払うのは難しく、支払期日を定めなかった場合はほぼ必然的に支払遅延が起こることになります。支払遅延を防止する観点からも取引条件を明示することが重要です。

2 ガイドラインの改正

取適法の解釈変更に伴い2025年10月1日にガイドラインが改正されていますので、注意が必

要です。

まず、フリーランスに報酬を支払う際の金融機関に支払う振込手数料について、従前はフリーランスとの間で事前に書面等で合意した場合にはフリーランスの負担とすることも適法であるとの解釈が採られていましたが、改正後は事前の書面等での合意の有無にかかわらず振込手数料をフリーランスに負担させることは報酬の減額（フリーランス法 5 条 1 項 2 号）に該当し違法となるとされています（ガイドライン第 2 部第 2・2(2)イ（イ）③）。

また、手形払が取適法施行に伴い禁止されることを受けて、手形払等は望ましくない旨がガイドラインに追記されています（ガイドライン第 1 部 1・5）。

フリーランスへの報酬の支払に当たっては、現金払いを原則とし、振込手数料をフリーランスに負担させることのないよう、前記ガイドラインの改正を踏まえた対応を整備する必要があります。

【執筆者】



石川哲平（弁護士）

E-mail: teppei.ishikawa@iwatagodo.com

慶応義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。公取委に勤務した経験を活かし、多数の当局の調査対応、事業活動に関する法的助言等を行う。主な著書として、『競争法インデックス』（共編著 商事法務 2025 年）、『Q&A フリーランス法の解説』（共著 三省堂 2025 年）。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com